

1. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

(1) 普通自動車

新・旧の別	(新)					(旧)				
	普通	小型	けん引	被けん引	計	普通	小型	けん引	被けん引	計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

(2) 霊柩自動車

所属営業所	(新)					(旧)				
	バン型	宮型	バス型		計	バン型	宮型	バス型		計
営業所										
営業所										
営業所										
営業所										
合計										

※ 運行車については内訳()書きで記載する。

2. 変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	最大積載量	年式	型式	登録番号
営業所					
営業所					
営業所					
営業所					
営業所					
営業所					
営業所					

3. 増・減車予定日

平成 年 月 日から実施する。

4. 車庫の必要面積(概算)

積載トン数	1両当り必要収容能力	車両数	必要面積計
7.5トンを超えるもの	38 m ²	両	m ²
2.0トンロング超～7.5トンまで	28 m ²	両	m ²
2.0トンロング	20 m ²	両	m ²
2.0トンまで	15 m ²	両	m ²
合計		両	m ²

注) 車庫の面積に余裕がない場合は、車両配置の平面図を添付して下さい。

<作成にあたっての留意点>

1.この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑩役員変更、⑨氏名一名称又は住所を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式によることになります。

2.申請者の概要欄（申請書上段）の記載について

（1）申請者名一代表者名

法人の場合は、商号（法人名）及びその代表者名を、個人の場合は氏名のみ記入して下さい。

（2）申請者住所

法人の場合は商業登記簿謄本上の本店所在地を、個人の場合は住民票上の住所を記入して下さい。

3.事業計画欄（申請書下段）の記載について

（1）変更項目 上段に記載されている中から変更又は届出事項に該当する項目を選び、その番号を記入して下さい。

（2）（新）・（旧）の別

変更項目	（新）変更後	（旧）変更前
①	新しい主たる事務所の名称一位置	現在の主たる事務所の名称一位置
②	新しい営業所の名称一位置	現在の営業所の名称一位置
③	新しい休憩一睡眠施設の位置・収容能力	現在の休憩一睡眠施設の位置・収容能力
④	新しい自動車車庫の位置・収容能力	現在の自動車車庫の位置・収容能力

⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

（新）欄に「別紙のとおり」と記入の上、具体的内容を「別紙」に記入して下さい。

変更項目	（新）変更後	（旧）変更前
⑥	利用運送をする、しないの別	利用運送をする、しないの別
⑦	新しい利用運送の営業所の名称一位置	現在の利用運送の営業所の名称一位置
⑧	新しい利用運送の業務の範囲	現在の利用運送の業務の範囲
⑨	新しい利用運送の保管施設の概要	現在の利用運送の保管施設の概要
⑩	新しい利用する運送事業者の名称・住所	現在の利用する運送事業者の名称・住所

⑪事業廃止・・・（新）欄に廃止年月日を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑫事業休止・・・（新）欄に休止年月日と休止予定期間を、その理由は下欄（変更理由）に記入して下さい。

⑬役員変更・・・（新）欄は新たに就任した商業登記簿謄本上の役員の役職名及び氏名を、（旧）欄は同様に退任した役員の役職名及び氏名を記入して下さい。

⑭氏名・名称又は住所・・・（新）欄は新しい氏名一名称又は住所を、（旧）欄は変更前の氏名一名称又は住所を記入して下さい。

⑮譲渡譲受終了・・・（新）欄に終了年月日を記入して下さい。

⑯合併終了・・・（新）欄に終了年月日を記入して下さい。

⑰分割終了・・・（新）欄に終了年月日を記入して下さい。

⑱事業休止再開・・・（新）欄に再開年月日を記入して下さい。

※ 変更項目が書ききれない場合は、用紙を追加して下さい。

4. 添付書類については、下記一覧表を参考に添付して下さい。

変更項目番号	添付書類
②④	注1) 事業用自動車の運行管理体制を記載した書面【事変様式1、事変様式1・別紙】
②③④⑦	事業の用に供する施設の使用権限を証する書面 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借り入れの場合は賃貸借契約書の写し等)
②③④⑦	都市計画法等関係法令に抵触しない旨の宣誓書【事変様式2】
②③④⑦	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面（求積）図
②④⑥	注2) 法令遵守（行政処分を受けたことがない旨）の宣誓書【様式例1又は様式例2等】
④	道路幅員証明書等
⑨	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
⑩	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
⑬	貨物自動車運送事業法第5条（欠格事由）のいずれにも該当しない旨の宣誓書（新任役員）【様式例3】
⑮⑯⑰	事業用自動車の一覧表又は車検証の写し
⑮	法人を設立した場合若しくは目的及び資本金（増資）を変更した場合等にあつては登記事項証明書
⑰⑱	登記事項証明書

注1) ④は営業所に併設しない車庫の新設の場合（事変様式1一別紙の添付は不要）

注2) ②は営業所の新設（増設に限る。）の場合

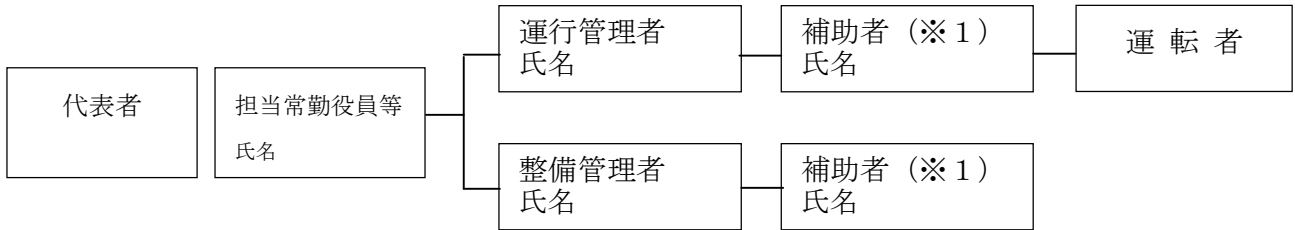
④は車庫の新設、位置変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）の場合

⑥は新たに利用運送を行う場合

事業用自動車の運行管理等の体制

1. 運行管理等の体制

①指揮命令系統



②選任計画

担当常勤役員等	人	
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み (.) (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定) (※3) ・勤務時間 (時 分 ~ 時 分) ・休日 (日/月) } (※4)
運行管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み (.) (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み (.) (※6) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定) (※3)
整備管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み (.) <input type="checkbox"/> 確保予定 (平成 年 月 日までに確保予定) (※3)
常時選任運転者	人	(事変様式1・別紙の通り)
その他従業員	人	

③ アルコール検知器の配備計画

泊まり運行 有 . . . 無

設置型 : _____ 台 ・ 携帯型 : _____ 台

④ 事業用自動車の日常点検計画

点検場所 : _____ ・ 点検の実施者 : _____

⑤ 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)

_____ km

⑥ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法 : _____

- 点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入)
- ・ 営業所と車庫間の運行管理者(補助者)の移動手段及び所要時分
移動手段 : _____ / 所要時分 : _____ 分
 - ・ 車庫における運行管理者(補助者)の駐在時間
出庫時 (_____ 時から _____ 時まで)
帰庫時 (_____ 時から _____ 時まで)

- 点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入)
- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分
移動手段 : _____ / 所要時分 : _____ 分

2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※7）及び事故処理等の体制

① 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

有（実施時期（※8）： _____ 箇月以内） ・ 無

- 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無

有 ・ 無

② 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

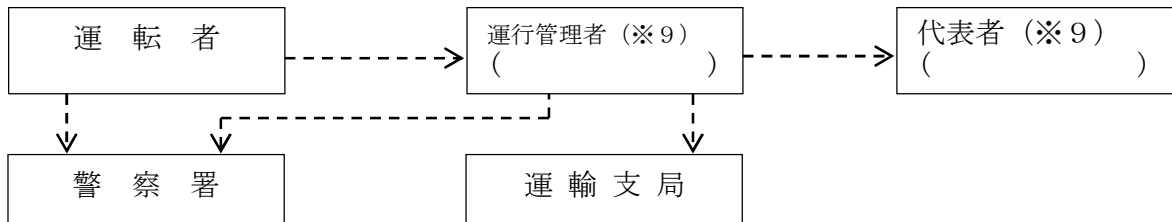
有（実施時期（※8）： _____ 箇月以内） ・ 無

- 積載量確認方法

計量器による（※どのような計量器か具体的に記載 _____）

運送依頼票による

③ 事故処理連絡体制



（※1） 補助者を選任するときは記載する。

（※2） 資格者証番号及び交付年月日を記載する。

（※3） 確保予定年月日には具体的な日付けを記載する。

（※4） 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。確保済み、予定共に記入する。

（※5） 運行管理者資格を取得している場合は（※2）の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。

（※6） 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

（※7） 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日国土交通省告示第1366号）

（※8） 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修一講習会等を実施するまでの月数を記載する。

（※9） （ ）内に連絡先の電話番号を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名： _____ （役職等： _____）

苦情処理担当者 氏名： _____ （役職等： _____）

事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : 人 ・ 確保予定人員 : 人

国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画 (労使協定の締結予定の有無 有・無)

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの 乗務日数	運転時間			休息期間 勤務と勤務 の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合にあっては、確保予定年月日の具体的な日付けを記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間の長い者上位10名を記載する。

関東運輸局長
殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、車庫及び休憩・睡眠施設について、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

申 請 者

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

印又は署名

関東運輸局長
殿

宣 誓 書

平成15年2月28日付け関東運輸局長公示「一般貨物自動車運送事業の事業計画
変更等に関する処理方針について」の1.(6)に抵触しておりません。

平成 年 月 日

(法人) 住 所
名 称
代表者の氏名 印又は署名

(役員) 住 所
氏 名 印又は署名

(役員) 住 所
氏 名 印又は署名

(役員) 住 所
氏 名 印又は署名

関東運輸局長
殿

宣 誓 書

平成15年2月28日付け関東運輸局長公示「一般貨物自動車運送事業の事業計画
変更等に関する処理方針について」の1.(6)に抵触しておりません。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

印又は署名

関東運輸局長
殿

宣誓書

貨物自動車運送事業法第5条各号のいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称

印又は署名

建物使用承諾書

以下の内容の通り、当方が所有する建物の使用を承諾します。

記

物 件 名

所 在 地

使 用 者 名

使用者住所

使 用 目 的 貨物自動車運送事業の営業所及び休憩・睡眠施設

建物使用料 円

試用期間 自平成 年 月 日

至平成 年 月 日

※認可の日から1年以上の使用期間を見込む

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

印

土地使用承諾書

以下の内容の通り、当方が所有する土地の使用を承諾します。

記

所在地

使用面積 m^2

使用者名

使用者住所

使用目的 貨物自動車運送事業の事業用自動車車庫

建物使用料 円

試用期間 自平成 年 月 日

至平成 年 月 日

※認可の日から1年以上の使用期間を見込む

平成 年 月 日

住 所

氏名又は名称

印

平成 年 月 日

栃木運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

印

権原疎明書（自認書）

当社、本社営業所の事務所兼休憩・睡眠施設用として設置のプレハブは当社の所有に間
違いありません。

営 業 所：

休憩睡眠施設：

平成 年 月 日

栃木運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者

印

権原疎明書（自認書）

当社、本社営業所の休憩・睡眠施設として設置のプレハブは当社の所有に間違いありません。

休憩・睡眠施設：

利用運送契約書

貨物自動車運送事業を営む (以下「甲」という)と
利用運送事業を営む (以下「乙」という)との間
において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

(契約の範囲)

第1条 荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は運送に当たり、乙は利用運送に従事するものとする。

(貨物の受け渡し方法及び運送責任の分野)

第2条 貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を紹介して受渡しする。発送貨物は、乙が甲に引渡したときより甲の責任とする。到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引渡したときより乙の責任とする。甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

(荷主に対する責任及び損害賠償の範囲)

第3条 貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙両者責任分野によってその責を負い、賠償の範囲は運送約款並びに利用運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず各々その責任を負うものとする。

(事故の処理)

第4条 貨物事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

(運送保険)

第5条 車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。但し、荷主の要求にて付した運送保険は、その申し込み受けたる甲又は乙にて取扱うものとする。

(運送順位)

第6条 法令に定めない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

(運賃及び料金の支払い)

第7条 乙は甲に対して、甲の所管する運輸局に届け出た運賃及び料金に基づいて、これを支払うものとする。

(運賃及び料金の決済)

第8条 運賃及び料金は、毎月 日をもって当月分の締め切り計算をし、翌月 日までに、甲乙間において決済する。

(契約の解除及び更改)

第9条 本契約の条項中、契約の継続が不相当と認められるときは、甲乙協議のうえ、これを更改することができる。又、本契約に定めのない事項については、そのつど甲乙協議のうえ、これを決定する。

(契約の期間)

第10条 契約期間は、この契約成立の日から 年とする。但し、契約期間終了の ヶ月前までに、甲乙双方とも何ら異議の申出のないときは、自動的に契約期間を 年間延長する。

(合意管轄)

第11条 甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1部を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

住 所

会社名

代表者名

印

(乙)

住 所

会社名

代表者名

印